

2018年3月15日
全国港湾17発第78号
港運同盟発18-第13号

厚生労働省 職業安定局
局長 小川 誠 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長 新 屋 義 信

港湾労働政策等に係る申し入

1. 労働法制に係る諸問題について

所謂「同一労働同一賃金」に関する法整備について、2017年11月21日付の貴省回答を踏まえ、現状のルールに則り且つ港湾労働及び港湾労働法に影響があると思われる事案が発生した場合、直ちに全国港湾・港運同盟に対し通知報告のうえ協議すること。

2. 港湾労働者の賃金について

- (1) 日雇い港湾労働者の告示賃金の状況について開示すること。
- (2) 告示賃金の適正な活用について関係する担当者会議並びに全国港湾・港運同盟で検討の場を設定すること。

3. 港湾労働者の雇用安定・職域拡大について

- (1) 港湾を通過する貨物は全て港湾労働の職域であることについて認めること。
そして、貴省として港湾通過貨物（インランドデポ）問題是正に向けたあらゆる措置を関係行政と連携のうえ講じること。
- (2) 港湾労働法の全港・全職種適用について
我々港運労使は17春闘協定に於いて、港湾労働法の全国適用について基本合意をみた。よって、次の対応を図ること。
 - ① 現行港湾労働法を全港・全職種適用とする法改正を行うこと。
 - ② 労政審港湾労働専門委員会に於いて上記を前提とした審議・法整備実施を行うこと。

とについて、本日段階での事前合意を求める。

- (3) コンテナターミナルゲート作業（ダメージ、シールチェック等）を港湾労働者の職域として現行港湾労働法で法的対応をとること。

尚、国交省と連携のうえ法的整備を進めると共に、国交省に対し港湾労働者の職域であるとした立場で臨むこと。

- (4) 六大港の港湾倉庫並びに地方港の特定港湾倉庫指定のあり方について

- ① 適正な港湾労働秩序に資するべく海貨貨物を扱う全ての倉庫を港湾倉庫・特定港湾倉庫として指定すること。
- ② 倉庫内テナントに於いて海貨貨物を扱う場合、そのテナントについて個別に港湾倉庫として指定すること。
- ③ 具体的には法改正で以て対応すること。
- ④ ついては、適正な港湾労働秩序に資するべく、労使を含めた三者による六大港港湾倉庫指定対策協議会（仮称）を設置すること。
- ⑤ 労政審港湾労働専門委員会審議に於いて、上記に向けた審議を開始する旨事前合意すること。
- ⑥ 尚、港湾倉庫指定状況について書面で開示すること。

- (5) 港湾倉庫・特定港湾倉庫で就労する労働者は全て港湾運送事業法でいう許可事業者に雇用された労働者とする。

尚、この点について国交省と連携し直ちに法整備を行うこと。

- (6) 港湾産別協定である「日雇い不使用協定」について

- ① 港湾労働法でいう所謂雇用の優先順位について、常用労働者派遣制度の活用で以て全て常用労働者で対応しうる具体的な措置を講じること。ついで、港運労使との三者協議を設置すること。
- ② 地方港についても同様の措置を講じること。
- ③ 各港毎（地方港含む）による日雇い労働者使用率について書面で開示すること。
- ④ 労政審港湾労働専門委員会での港湾雇用安定等計画の基本事項とすること。

- (7) 港湾労働者証発行のあり方について

2017年11月21日付貴省回答の進捗状況について回答されたい。

尚、様式のあり方について直ちに港運労使との三者協議を設置すること。

4. 港湾労働の安心・安全を確保するために

- (1) 港湾労働の石綿被災対策について

- ① 石綿被災被害について港湾労働石綿被災補償制度を確立すること。
- ② 港湾労使・関係行政との所謂四者協議を直ちに再会すること。

- ③ 港湾施設における石綿対策を調査のうえ直ちに講じること。
- (2) フレキシブルバッグの損傷では、幾つかの要因が競合し発生したとされつつ、海コン運転手に責任が転嫁される結果になった。運送事業者への対策の周知だけでは限界があり、経済産業省・消防庁など関係機関と連携して、フレキシブルバッグを国内での海上コンテナ輸送等で使用させないよう法的整備を行うこと。

以 上